

平成22年度 病院局長のマニフェスト

平成22年7月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫 様



宮崎県病院局長 甲斐 景早文

地域医療の確保に重要な役割を果たしている公立病院は、近年、経営状況の悪化や全国的な医師不足の問題等から、極めて厳しい状況に直面しており、今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、抜本的な改革の実施が避けて通れない課題となっています。

このような中、病院局では、平成17年度策定の「宮崎県立病院の今後のあり方について」に基づき、今後とも県立病院が安定した経営の下で高度で良質な医療を提供するに相応しい経営形態について、医療と経営の両面から検討を行った結果、現行の地方公営企業法の規定の全部適用の経営形態を継続することとし、今年度から平成24年度までの3年間経営改革にさらに取り組み、平成25年度に経営形態の見直しを行うこととしたところであります。

今回の検討に当たっては、県立病院経営形態検討委員会を設置するとともに、県立病院開設以来初めての取り組みとしてパブリックコメントを実施するなど、県民の皆様のご意見を広くお伺いしました。いずれのご意見も、県立病院は地域の中核病院として、専門機能をさらに高め、高度・政策医療や不採算医療を担うべきであり、現行の経営形態の継続を望むというものでありましたが、一方で、職員一人ひとりが危機感を抱いているのか疑問であり、今後の病院運営においては職員のさらなる意識改革が欠かせないとの厳しいご指摘をいただくなど、改めて県立病院に対する期待の大きさ、果たしている役割の大きさを実感したところです。

私は、今回の結論を踏まえ、県立病院事業管理者として、今後とも、その使命と役割を果たすために、職員一丸となって抜本的な改革に取り組み、県民の皆様にとっても、医師をはじめ医療スタッフにとっても「魅力ある病院」づくりを進めていかなければならないとの決意を新たにいたしました。

そのためには、何よりも医師の確保が最優先であります。

これまでも「延岡病院支援キャンペーン」等によるいわゆるコンビニ受診自粛の県民の皆様への啓発や医療秘書の設置等による医師の負担軽減、さらには処遇の改善等に取り組んでまいりましたが、今後とも、医師の働きやすい勤務環境の整備をはじめ、地域の医療機関や医師会さらには宮崎大学をはじめ関係各大学医学部との一層の連携強化を図りながら、これまで以上にねばり強くかつ積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

また、「魅力ある病院」づくりのためには、しっかりとした経営基盤を確立することが大前提であります。これまで、平成18年度に策定した「宮崎県病院事業中期経営計画」に病院局をあげて取り組み、平成20年度までは順調に収支の改善を図ってきたところです。

しかしながら、計画策定時には想定していなかった全国的な医師不足の状況等の影響により、平成21年度の数値目標の達成は極めて厳しい状況であり、また最終年度である平成22年度の目標として、すべての県立病院で単年度黒字化を掲げておりましたが、当初予算は病院事業全体ではやむを得ず赤字予算を編成せざるを得ない状況となっています。

このように非常に厳しい経営環境の中ではありますが、これまでの取り組みの成果や県立病院経営形態検討委員会でのご意見等を踏まえ、民間的な経営手法を参考に、職員の意識改革を徹底し、経営参画意識の醸成を図りながら、経営健全化に向けた抜本的な見直しに積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上の基本姿勢を踏まえ、病院局の所管する県立病院事業について、具体的な職務目標を下記のとおり定めました。本年度、その実現に向けて全力を傾注してまいります。

記

1 医師の確保

各県立病院が、全県レベルあるいは地域の中核病院としての役割・機能を果たしていく上で、また、経営の健全化を着実に進めていく点からも、喫緊かつ最重要課題である医師の確保に、あらゆる角度から全力で取り組んでまいります。

これまでも、部長級の「医監」の設置等医師確保対策にかかる体制の強化を図り、大学医局はもとより個別の医師への積極的な働きかけを行うとともに、医師給与の大幅な引き上げや研究研修費の増額、医療秘書の導入や宿日直応援医師の確保など医師の待遇改善及び負担軽減について、できる限りの対応を行ってまいりました。

平成22年度については、救急医療体制確保対策として新たな手当の創設や、女性医師等勤務環境改善対策として短時間（変則）勤務制度の導入及び院内一時保育体制整備を図るとともに、医師の負担軽減を図るため、臨床工学技士を増員した上で、各病院に「臨床工学科」を新たに設置するなど医師の働きやすい環境の整備に努め、「医監」をはじめ各県立病院長との連携をとりながら、医師確保対策に取り組んでまいります。

また、現在、県立病院に働いている医師がずっと働き続けたいと思えるような病院づくりにも努める必要があることから、これらの対策に加え、地域との連携を深め、県立病院の役割について住民の皆さんの理解を得るよう様々な取り組みを行います。

2 収支の改善

現在の中期経営計画では、最終年度である平成22年度の目標の収支差は、6千8百万円の黒字としておりましたが、これまでの取り組みの徹底強化をしてもなお、医師不足が経営に及ぼす状況が深刻であり、当初予算では、やむを得ず現実的な目標として収支差を▲8億3,800万円としたところであります。平成22年度は、この収支差を少しでも上回る改善を図られるよう努めます。

そのため、収益の面では、2年に1度の診療報酬改定への的確な対応や新たな施設基準の取得はもとより、地域の医療機関との連携により専門性の高い高度・特殊医療に特化することにより、診療単価の増額を図ります。

また、患者動向等を踏まえた病棟再編の推進を行い、弾力的・効率的な病床管理による病床利用率の向上を図ります。

さらに、DPC（診断群分類別包括評価（診療報酬額算定の一方法））については、導入後の状況を分析し、収益強化を図ります。

費用の面では、県立病院経営形態検討委員会の「人件費の医業収益に占める比率が高い」というご指摘を踏まえ、病棟再編などによる職員の効率的な配置等に努めるとともに、人件費の抑制に着手するなど、抜本的な見直しを行います。

また、業務委託の推進や薬品、診療材料、医療器械等の共同購入や後発医薬品の採用の推進など、これまでの取り組みを継続し、コスト意識を持って徹底的に見直しを図り、節減に取り組めます。

3 県民の暮らしを支える安全・安心な医療の確保

患者さんが安心して受診できるよう、各病院に設置した「医療安全管理科」を

中心に、医療事故防止対策の充実や事故発生時の的確な対応を図り、県民の皆様へ安全・安心な医療の提供に努めます。

4 新しい中期経営計画の策定

現行の中期経営計画が平成22年度に終了することから、平成23年度以降の県立病院における良質な医療の提供と経営の健全化に資するために、平成25年度までの3年を計画期間とする新しい中期経営計画を策定します。

策定に当たっては、現行の経営形態が相応しいと結論づけた「県立病院の経営形態について」（平成22年1月6日策定）における今後の取組方針である「県民（患者）にとって『魅力ある病院』づくりの推進」、「職員が一丸となった病院改革の推進」、「経営改善の更なる推進」を重要な柱に位置づけることとします。

また、現行の中期経営計画の検証を踏まえ、可能な限り具体的な数値、指標等を用いて、職員一人ひとりが目指すべき目標を明確にするとともに、県民等に対してもわかりやすく、評価を行いやすい内容としたいと考えています。

5 職員の経営参画意識の醸成による活性化

経営健全化には、各県立病院の第一線で勤務する医療スタッフの力が最も重要であり、職員一人ひとりが、自分の課題として主体的に取り組むことが必要です。

これまで、機会ある毎に意識啓発を図り、職員の意識改革を訴えてきましたが、まだまだ不十分な点が見受けられます。このため、職員の士気を高めるシステムづくりや、年功序列制度の見直しをはじめ給与体系の見直し等に取り組んでまいります。

また、引き続き、職員に対して、県立病院事業に関する効率化やサービス向上策を募る「一人一改善運動」を実施するなど、より一層経営参画意識の醸成を図りながら、「職員総力戦」で、高度で良質な医療の提供に努めてまいります。